

保存版

令和8年度 安来市

# 障がい者福祉・介護予防 ガイドブック

## 手帳の申請方法・・・2ページ

## 障がい者福祉・・・2～5ページ

1. 医療費
2. 補装具・日常生活用具
3. 一時預かり事業
4. 障がい児通所サービス
5. 地域生活支援
6. 障がい福祉サービス
7. 各種料金の割引

困ったことは  
ありませんか？  
いろいろな  
制度やサービスを  
ご活用ください



## 介護予防・・・6～8ページ

1. 健康づくり
2. 高齢者支援
3. 生活支援
4. 在宅介護者の支援
5. 介護者家族の交流会
6. 介護ボランティア

### 高齢者総合相談事業

右記の各センターは、高齢者の皆さんの健康や介護、生活に関すること、高齢者虐待などについて相談できる「総合相談窓口」です。

また、安来市地域包括支援センターでは、「認知症相談」も受け付けています。

気軽にご相談ください。

#### ● 総合相談

- ・安来市地域包括支援センター  
(安来市社会福祉協議会広瀬支所内)  
☎ 32-9110 または 32-3310
- ・安来市地域包括支援センターはくた  
(いきいきの郷はくた内) ☎ 37-1540
- ・安来市地域包括支援センターやすぎ  
(安来市社会福祉協議会内) ☎ 27-7100
- ・在宅介護支援センター  
ケアプランやすぎ ☎ 22-0500  
しらさぎ苑 ☎ 28-8580、ひろせ ☎ 32-9280

#### ● 認知症相談

- ・安来市地域包括支援センター  
(安来市社会福祉協議会広瀬支所内)  
☎ 32-9110 または 32-3310

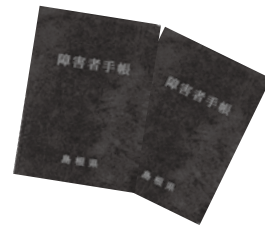
### 【発行】

福祉課、介護保険課 (安来市健康福祉センター内)

広報紙から抜き取ってご利用ください。

## 手帳の種類と申請方法

手帳の交付には、申請が必要です。  
個人の状況により申請方法が異なりますので、事前にご相談ください。  
申請から取得までは約 90 日程度かかります。



**受付窓口** 福祉課（安来市健康福祉センター）、市民課（安来庁舎）、伯太地域センター（伯太庁舎）  
**問い合わせ先** 福祉課 ☎ 23-3216

### （１）身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障がいがあると認定された方に交付される手帳。

区分	手続き	手続きに必要なもの
はじめて申請するとき	身体障害者手帳交付・再交付申請	①指定医による診断書 ②写真 ③個人番号確認書類 ④身体障害者手帳（再交付）
障がいの程度や内容が変わったとき		

### （２）精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいの状態にあると認定された方に交付される手帳。

区分	手続き	手続きに必要なもの
はじめて申請するとき	精神障害者保健福祉手帳申請  ※有効期間内でも等級の変更は可能。	①手帳用診断書 ②写真 ③個人番号確認書類 ※手帳の有効期間は 2 年。有効期限の 3 カ月前から更新手続きが可能。
有効期限後も引き続き手帳を持ちたいとき		
障がいの状態が重くなったまたは軽くなったとき		

### （３）療育手帳

児童相談所等において、知的障がいがあると認定された方に交付される手帳。

区分	手続き	手続きに必要なもの
はじめて申請するとき	交付申請	写真
再判定のとき	再判定申請	療育手帳・写真

## 障がい者福祉

障がいの種類や等級により、利用できる医療制度や福祉サービスが異なります。

### 1. 医療費

事業（対象）	内容	問い合わせ
福祉医療 （身・精・療）	障がいのある人の医療費（保険診療分）の自己負担分を 1 割に軽減する。薬局での自己負担はなし。（所得に応じ月額負担の上限あり） ※保険診療対象外（入院時の食事代など）費用は除く ※手帳の等級、所得制限あり	市民課 ☎ 23-3086
後期高齢者医療 （身・精・療）	65 歳以上 75 歳未満で、一定程度の障がいのある人は、後期高齢者医療制度へ移行が可能。 ※所得に応じて自己負担が 1～3 割	市民課 ☎ 23-3085

[ 身：身体障害者手帳、精：精神障害者保健福祉手帳、療：療育手帳 ]

事業（対象）	内容	問い合わせ
更生医療（身）	日常生活や仕事をしやすくするため、手術や治療により、身体上の障がいを軽減・除去する。 ※医療機関の指定あり ※原則1割負担	福祉課 ☎ 23-3217

## 2. 補装具、日常生活用具の交付・修理

事業（対象）	内容	問い合わせ
補装具（身）	身体上の障がいを補うための用具の交付・修理を行う。 【例】義肢、装具、車椅子、歩行補助つえ、補聴器など	福祉課 ☎ 23-3216
日常生活用具（身・療）	障がいの種類や程度に応じて、日常生活をより円滑に過ごすための用具を給付する。 【例】ストマ用装具、収尿器など ※療養手帳Aをお持ちの場合、一部対象用具あり	23-3217 ※購入・修理前に要申請

## 3. 一時預かり事業

事業（対象）	内容	問い合わせ
就学前障がい児一時預かり事業（身・精・療）	保育施設に入所していない就学前の障がい児について、保護者の用事や休息などにより一時的に保育が必要な場合に、指定保育施設で、日中一時的に預かり支援を行う。	福祉課 ☎ 23-3216

## 4. 障がい児通所サービス

事業（対象）	内容	問い合わせ
児童発達支援（身・精・療）	未就学の障がい児に、日常生活の基本的な動作や集団生活になじむための支援や訓練を行う。	福祉課 ☎ 23-3217 安来地域活動支援センター ステップ ☎ 23-0357
保育所等訪問支援（身・精・療）	保育所・幼稚園・こども園、小学校等に在籍している障がい児に対し、児童発達支援センターが集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	櫻苑 ☎ 28-8778 梨の木園 ☎ 28-6048
放課後等デイサービス（身・精・療）	就学後の障がい児に、授業終了後や長期休暇期間に、学習のサポートやコミュニケーション能力の向上、身近自立の練習などの支援を行う。	相談支援センター サポーターズ ☎ 26-0182 相談支援事業所らばん ☎ 26-4577

[身：身体障害者手帳、精：精神障害者保健福祉手帳、療：療育手帳]

## 5. 地域生活支援

事業（対象）	内容	問い合わせ
相談支援事業 （身・精・療）	障がいのある人、その保護者、介護者などの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行う。	福祉課 ☎ 23-3217
移動支援事業 （身・精・療）	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出時にヘルパーを派遣する。 ※原則1割負担（ただし、所得に応じて月額負担上限額有り）。	福祉課 ☎ 23-3216
日中一時 支援事業 （身・精・療）	障がいのある人の活動の場を確保し、介護している家族が一時的な休息ができるよう、日中に一時預かりを行う。 ※原則1割負担（ただし、所得に応じて月額負担上限額有り）。	
訪問入浴 サービス事業 （身）	身体に障がいのある人が、自宅または簡易風呂で入浴できるよう支援を行う。 ※原則1割負担（ただし、所得に応じて月額負担上限額有り）。	

## 6. 障がい福祉サービス

事業（対象）	内容	問い合わせ
介護給付 （身・精・療）  利用には 「障害支援区分」 の認定が必要。	<b>居宅介護（ホームヘルプ）</b> 居宅で、入浴・排せつ・食事の介護、掃除・買い物・調理などの家事援助を行う。	福祉課 ☎ 23-3217
	<b>重度訪問介護</b> 重度の障がいにより常時介護を必要とする人に、居宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出支援などを総合的に行う。	安来地域活動支援 センターステップ ☎ 23-0357
	<b>同行援護</b> 視覚障がいのある人の外出に同行し、移動などを支援する。	櫻苑 ☎ 28-8778
	<b>行動援護</b> 知的または精神障がいのある人に、行動により生じる危険を回避するために必要な支援を行う。	梨の木園 ☎ 28-6048
	<b>短期入所（ショートステイ）</b> 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で介護などを行う。	相談支援センター サポーターズ ☎ 26-0182
	<b>療養介護</b> 常時医療的ケアと介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行う。	相談支援事業所 らばん ☎ 26-4577
	<b>生活介護</b> 常時介護を必要とする人に、日中に施設で、入浴・排せつ・食事の介護などを行う。	
<b>施設入所支援</b> 施設入所者に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行う。		

[身：身体障害者手帳、精：精神障害者保健福祉手帳、療：療育手帳]

事業（対象）	内容	問い合わせ
訓練等給付 （身・精・療）	<p><b>自立訓練（機能訓練・生活訓練）</b> 自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上に必要な訓練を行う。</p> <p><b>自立訓練（宿泊型）</b> 事業所の居室を利用し、日常生活に必要な訓練・助言・相談を行う。</p> <p><b>就労移行支援</b> 企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う。</p> <p><b>就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）</b> 一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。</p> <p><b>共同生活援助（グループホーム）</b> 共同生活住居で、相談や日常生活上の援助を行う。</p> <p><b>就労定着支援</b> 一般就労に伴って生じる課題についての支援を行う。</p> <p><b>自立生活援助</b> 施設から一人暮らしへの移行を希望する人に支援を行う。</p>	<p>福祉課 ☎ 23-3217</p> <p>安来地域活動支援センターステップ ☎ 23-0357</p> <p>櫻苑 ☎ 28-8778</p> <p>梨の木園 ☎ 28-6048</p> <p>相談支援センターサポーターズ ☎ 26-0182</p>
地域相談支援 （身・精・療）	<p><b>計画相談支援</b> 障がい福祉サービスなどを利用する人に、サービス利用時に利用計画を作成し、サービス利用のモニタリングを行う。</p> <p><b>地域移行支援</b> 障がい者支援施設、精神科病院などを退所する人に、地域生活へ移行するための相談、地域移行の計画作成などを行う。</p> <p><b>地域定着支援</b> 居宅で単身生活をしている障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。</p>	<p>相談支援事業所らぱん ☎ 26-4577</p>

## 7. 各種料金の割引

事業（対象）	内容	問い合わせ
有料道路の料金の割引（身・療）	有料道路通行料金を半額割引。事前申請が必要。 ※療育手帳はAの人のみ対象。	
NHK放送受信料の減免（身・精・療）	NHKの放送受信料の減免（全額免除または半額免除）。 ※手帳の等級、課税状況の対象要件あり	福祉課 ☎ 23-3216
リフト付き乗用車等運行事業（身）	常時車いすを利用している障がい者と視覚障害1・2級の障がい者に、リフト付き乗用車などの利用費を補助。	
バス・タクシー・航空運賃の割引（身・精・療）	運賃の支払または乗車券等の購入の際に、各手帳の提示により割引。割引運賃、実施状況などは各会社に問い合わせ。	各運行会社

[身：身体障害者手帳、精：精神障害者保健福祉手帳、療：療育手帳]

## 介護予防


## 1. 健康づくり

安来市の「通いの場」  
(右2次元コード)

事業名	内容	対象者	問い合わせ
ほっとサロン	月1回程度。自治会や地域のボランティアなどによる介護予防や趣味活動、健康講座などを行う高齢者を中心とした集い。▼利用料：団体により異なる ▼会場：集会所や交流センターなど ▼期間：4月～3月 ▼実施団体については、安来市社会福祉協議会に問い合わせを。	65歳以上の人	安来市社会福祉協議会 伯太支所 ☎ 37-1432
ふれあい講座	月1回。転倒予防・健康増進のための簡単な体操や栄養指導、口腔ケア、趣味活動など。▼利用料：1回1,300円程度 ▼会場：ふれあいプラザ ▼期間：4月～3月	65歳以上で、介護保険の認定を受けていない人	介護老人保健施設昌寿苑 ☎ 22-1234
いきいき健康教室	週1回。介護予防の講話と運動。 ▼利用料：月1,000円 ▼会場：広瀬社会福祉センター（毎週木曜日の午後）、井尻老人福祉センター（毎週金曜日の午前）、安来市民体育館（毎週金曜日の午後） ▼期間：4月～3月	65歳以上で、介護保険の認定を受けていない人	安来レクリエーション協会（担当：山根） ☎ 22-1433
口腔機能向上支援事業	地区の研修会、集会などでの歯科衛生士による口腔ケア、ブラッシング指導。 ▼利用料：無料 ▼期間：6月～3月	65歳以上のおおよそ10人以上の団体・グループ	介護保険課 ☎ 23-3226
リハビリテーション専門職派遣事業	地区の集いの場などでのリハビリテーション専門職による介護予防に関する講義と実技指導。 ▼利用料：無料 ▼期間：6月～3月		
運動器の機能向上支援事業	【パワーリハビリ・転倒骨折予防】 月2回。理学療法士の指導によるストレッチ、バランス運動、マシンを利用した筋力トレーニングや有酸素運動など。▼利用料：1回200円（10月より300円） ▼会場：安来第一病院 ▼期間：4月～3月	65歳以上で、介護保険の認定を受けていない人	ヘルスケアセンター アクティブ ☎ 22-3523
	【パワーリハビリ・転倒骨折予防】 月2回。いきいき教室のプログラムとして、転倒予防、健康増進のための簡単な体操や筋力トレーニング。送迎有。▼利用料：1回1,000円（昼食代込） ▼会場：介護老人保健施設昌寿苑 ▼期間：4月～3月		介護老人保健施設昌寿苑 ☎ 22-1234
	【水中運動】月2回程度。温水プールでインストラクター指導によるストレッチ、筋力アップ、転倒予防など。送迎有。▼利用料：1回200円（10月より300円） ▼会場：スイミングスクール安来 ▼期間：4月～3月		スイミングスクール安来 ☎ 22-0848 ※火曜休館

事業名	内容	対象者	問い合わせ
一般介護予防事業「こけないからだ体操」	週1回。フレイル・介護予防の体操。定期的に管理栄養士・歯科衛生士によるミニ講座を実施。 ▼利用料：無料 ▼会場：ふれあいプラザ「機能訓練室」 ▼日時：毎週木曜日 14時30分～	65歳以上の人	安来市地域包括支援センターひろせ ☎ 32-9110

## 2. 高齢者支援

事業名	内容	対象者	問い合わせ
高齢者外出支援事業	自宅が出発地または目的地となる場合、次の目的で利用する介護タクシーの運賃の一部を助成。 ①保健・福祉制度の申請・利用 ②福祉施設等への入退所 ③市主催の会議・研修会などへの参加 ④医療機関への受診、入退院 ⑤二親等以内の親族の冠婚葬祭への参加 ※往復を1回とし、1カ月につき2回まで利用可 利用料：タクシー運賃のうち、片道7,500円を上限に助成。(回送料金、待機時間料金、介護料金、有料道路料金など運賃以外の料金は自己負担) 実施機関：介護タクシー田辺、日本交通株式会社(安来営業所)、介護タクシーサポートきずな、やまと介護タクシー、とも・life 合同会社、オレンジロード、シリウス福祉タクシー、福祉きなり、簸上タクシー、福祉タクシーかごや	65歳以上の市県民税非課税世帯(同居を含む)の人で、車椅子で移動または寝たきりの人	福祉課 ☎ 23-3224
緊急通報電話	電話回線を利用して通話できる緊急通報装置の貸出。緊急ボタンを押すと警備会社に通報が入り、通話ができる。利用者の安否が確認できない場合は、警備会社が登録している緊急連絡先へ連絡し、訪問による安否確認を依頼する。 利用料：無料(ただし、電池交換の電池代300円が必要)	65歳以上の1人暮らし世帯または高齢者世帯で、日常生活に何らかの不安がある人	福祉課 ☎ 23-3224
高齢者補聴器購入助成事業	補聴器の購入費用の一部を助成。 ※補聴器購入前に事前申請が必要 ※集音器は対象外 助成額：上限20,000円(1人につき1回限り) 申請様式：申請書と医師意見書、補聴器見積書 申請先：福祉課、安来庁舎市民課、伯太地域センター ※申請様式は、上記申請先または市ホームページ(右2次元コード) 	市内在住で、聴覚障がいによる身体障害者手帳の対象とならないが、耳が聞こえづらく、補聴器の利用で認知機能低下の予防が期待できると医師が判断した65歳以上の人	福祉課 ☎ 23-3217

### 3. 生活支援

事業名	内容	対象者	問い合わせ
生活管理指導短期宿泊事業	家族の支援を必要とする人が、家族の長期間不在時に、市内の施設等へ宿泊できる。▼ <b>利用料</b> : 食費・居住費等（原則1回の利用は7日以内）▼ <b>施設</b> : 市内介護保険入所施設など	65歳以上で、介護保険の認定を受けていない人	福祉課 ☎ 23-3224
高齢者生活福祉センター（居住部門）事業	降雪期などに自宅での生活に不安がある人に、一定期間、住まいの場を提供する。要事前登録。生活家電・日用品等は、別途準備が必要。▼ <b>利用料</b> : 利用者の収入に応じて、費用負担が変動。▼ <b>施設</b> : いきいきの郷はくた	おおむね65歳以上で、介護保険の認定非該当または要支援と認定された人とその配偶者	

### 4. 在宅で介護している皆さんへの支援

事業名	内容	対象者	問い合わせ
家族介護用品支給事業	要介護4・5の人を在宅で介護している介護者に、指定店で使用できる介護用品クーポン券5,000円（1カ月）を支給。	住民税非課税世帯の介護者	介護保険課 ☎ 23-3226

認知症の症状・相談先など詳しくは「安来市認知症ケアパス（右2次元コード）」を確認



### 5. 認知症の人や介護者家族の交流会

事業名	内容	対象者	問い合わせ
認知症家族のつどい	参加者同士が情報交換を行う場。▼ <b>会場</b> : ふれあいプラザ ▼ <b>参加料</b> : 無料 ▼ <b>日時</b> : 偶数月の第3月曜日、10時～12時 ▼ <b>アドバイザー</b> : 認知症の人と家族の会鳥取県支部の相談員、認知症地域支援推進員	認知症の人を介護する家族や介護に関心のある人	安来市地域包括支援センター ☎ 32-9110
オレンジカフェ（認知症カフェ）	誰もが気軽に参加できる、情報交換やお茶を楽しむ「集いの場」。▼ <b>会場</b> : ふれあいプラザ ▼ <b>参加料</b> : 弁当代など ▼ <b>日時</b> : 毎月第1木曜日（祝日の場合変更あり）10時～14時	認知症の人やご家族、医療職や介護等専門職、地域在住の人	
のんびり会（本人交流会）	認知症の当事者同士が語り合う会。▼ <b>会場</b> : ふれあいプラザ ▼ <b>参加料</b> : 弁当代など ▼ <b>日時</b> : 奇数月第3金曜日 10時～14時	認知症の当事者	

### 6. サロン等のボランティアをしたい

事業名	内容	対象者	問い合わせ先
ボランティア養成講座	「通いの場」のスタッフ養成講座。詳細は、別途募集案内時にご確認ください。▼ <b>期間</b> : 9月頃を予定	市内在住で、ボランティアに関心のある人	安来市社会福祉協議会 伯太支所 ☎ 37-1432